

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

★注意！「陳述」欄の「□自己の計算において・・・ありません」の□のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など（なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。）にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 8月 4日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 合 田 みちる

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 8月19日から 令和 8年 8月26日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 9月 2日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 9月16日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 9月 7日 午前 9時10分から 令和 8年 9月11日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 8月 4日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|-------------------------|------------------|--|
| 1 | 所 在 | 幸手市緑台一丁目 | | |
| | 地 番 | 5 2 5 2 番 2 7 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 1 1 6 . 3 8 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 幸手市緑台一丁目 5 2 5 2 番地 2 7 | | |
| | 家屋 番号 | 5 2 5 2 番 2 7 | | |
| | 種 類 | 店舗 | | |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 7 9 . 5 5 平方メートル | |
| | | 2階 | 6 0 . 7 1 平方メートル | |



物 件 明 細 書

令和 8年 5月29日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 合 田 みちる

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|-------------------------|------------------|--|
| 1 | 所 在 | 幸手市緑台一丁目 | | |
| | 地 番 | 5 2 5 2 番 2 7 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 1 1 6 . 3 8 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 幸手市緑台一丁目 5 2 5 2 番地 2 7 | | |
| | 家屋 番号 | 5 2 5 2 番 2 7 | | |
| | 種 類 | 店舗 | | |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 7 9 . 5 5 平方メートル | |
| | | 2階 | 6 0 . 7 1 平方メートル | |



令和7年(ケ)第 335号
令和8年 2月 2日受理
令和8年 5月 11日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所

執行官 関 田 暁 彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 幸手市緑台一丁目 |
| | 地 番 | 5 2 5 2 番 2 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 6. 3 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 幸手市緑台一丁目 5 2 5 2 番地 2 7 |
| | 家屋 番号 | 5 2 5 2 番 2 7 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 7 9. 5 5 平方メートル
2階 6 0. 7 1 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	幸手市緑台1丁目20番8号				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）				
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
その他の事項	「その他の事項」のとおり				
建物	物件2				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 店舗（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）				
その他の事項					
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 保管開始日 平成 年 月 日 支部 平成 年（ ）第 号				
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 5252番59, 5252番58, 27番228, 27番236の土地は, いずれも所有名義を北葛飾郡幸手町とする。現況は公衆用道路である。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者の代表者)	1 私は、債務者兼所有者の代表者です。 2 債務者兼所有者は、障害を持つ子供たちの福祉サービス事業を目的とした法人です。3年程前に、事業は停止しました。 3 目的建物購入時、完全なスケルトン状態でした。福祉サービス事業のために、造作をしました。1階の浴室や洗面所、キッチンなどは、全て事業の目的のために設置したものです。 4 目的建物は、現在空き家の状態です。 (1) 店舗としては誰も使用しておらず、2階にも誰も居住していません。 (2) 目的建物は、一時、私の孫がネイルサロンの店舗として使用していました。契約関係や対価の授受などはありませんでした。目的建物が競売にかかってしまったため、ネイルサロンは既に他へ移転しました。 (3) 目的建物内には、債務者兼所有者の所有物が、まだ残っています。他に、私の私物や孫の荷物などが残っていますが、現在搬出中です。 5 目的土地について、境界問題はありません。 6 目的建物について、特に不具合はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

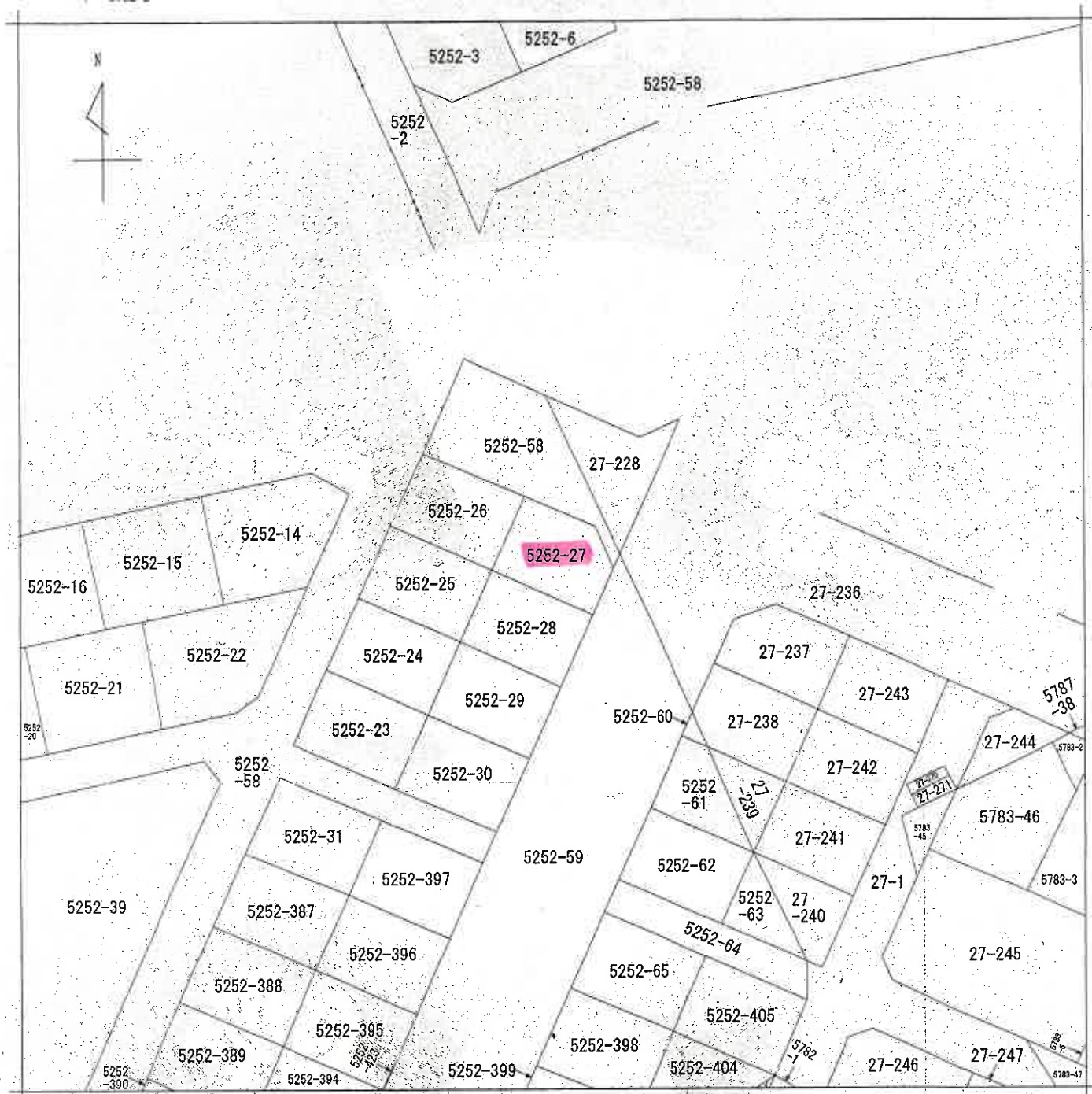
執 行 官 の 意 見

- 目的物件の外観調査及び内部調査の状況，関係人の陳述等を総合勘案し，占有関係については2枚目のとおり認めた。

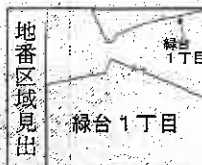
(注) チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年2月26日 (木) 8:00-8:10	物件所在地	物件調査, 占有確認, 外観写真撮影, 連絡票を投函
R8年4月20日 (月) 9:00-9:05	郵便	債務者兼所有者の代表者自宅へ占有照会書を郵送
R8年4月23日 (木) 10:00-10:05	物件所在地	占有確認, 解錠予告通知を投函
R8年5月8日 (金) 9:30-10:15	物件所在地	物件調査, 占有確認, 内部調査実施・内部写真撮影, 債務者兼所有者の代表者と面談 (評価人同行)
R8年5月9日 (土) 9:50-9:55	当庁	接道について土地全部事項証明書を徴求
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☒ 令和 8 年 5 月 8 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	辛手市緑台一丁目			地番	5252番27		
出力縮	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(本図は原本を70%に縮小)

令和7年12月2日
さいたま地方法務局久喜支局

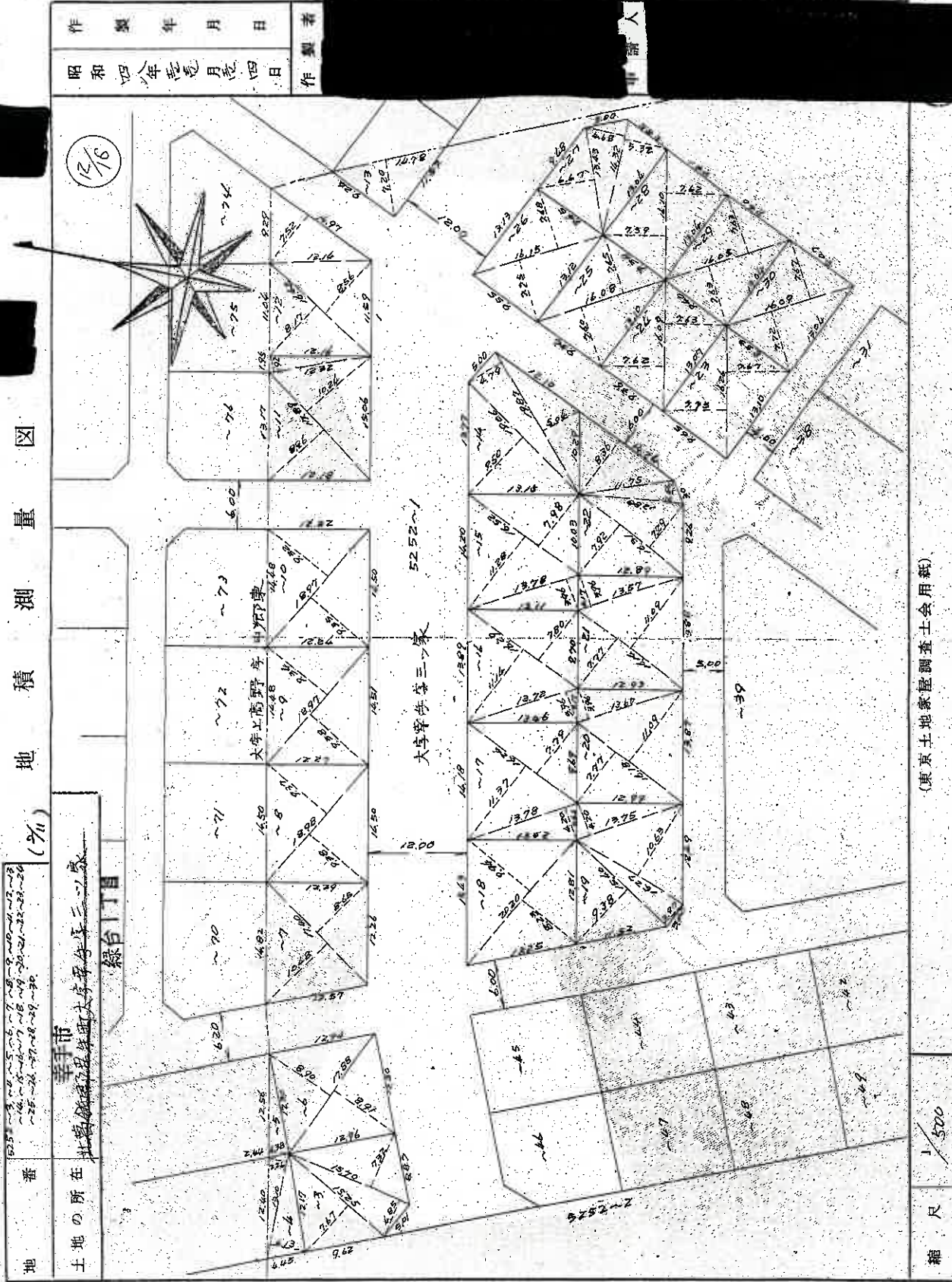
請求番号：17-1
(1/1)

登記官

(7 枚目)



9169308



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年12月2日 さいたま市地方法務局 登記官

(8枚目)

令和7年12月2日

せいたま地方法務局久喜文局

製品部

(9 枚目)

 $(4/11)$

(本図は原本を70%に縮小)

縮尺

1

地番

5252-17A ~19. ~20 ~21. ~22-23 ~24
~25. ~26. ~27. ~28. ~29 ~30.

千葉県

土地の所在 千葉県千葉市中央区芝山三ツ家

5252番18 求積表

20.20	X	9.04	=	200.7880
20.20	X	8.23	=	166.2460
	X		=	
塔面積				M ² 367.0340
面積				M ² 183.5170

5252番19 求積表

13.27	X	4.20	=	53.7100
5.20	X	2.07	=	41.2380
5.00	X	9.38	=	141.6500
塔面積				M ² 410.2401
面積				M ² 205.4700

5252番20 求積表

10.60	X	3.06	=	59.8560
16.18	X	1.09	=	127.4762
16.18	X	7.23	=	252.286
塔面積				M ² 387.0108
面積				M ² 177.5054

5252番21 求積表

13.57	X	3.06	=	53.7122
16.14	X	1.00	=	128.926
16.14	X	7.77	=	254.678
塔面積				M ² 358.976
面積				M ² 337.0688

5252番22 求積表

14.20	X	8.24	=	179.0424
14.21	X	2.88	=	167.9237
16.01	X	2.32	=	209.752
塔面積				M ² 466.267
面積				M ² 200.1626

(東京土地家屋調査士会 用紙)

地積測量圖

(11/7/11)

[illegible]

昭和四十八年五月十四日

申請人

9069394

各 階 平 面 図

S 61.6.10

建 物 各 階 平 面 図

家屋番号

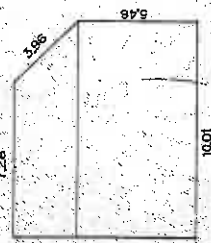
5252-27

建物の所在

北葛飾郡幸手町緑台1丁目5252番地27

幸手市

1 階



$$(7.28 + 10.01) \times 2.88 \times 4 = 248.976$$

$$10.01 \times 5.46 = 54.6546$$

$$= 79.5522$$

床面積 79.55㎡

2 階



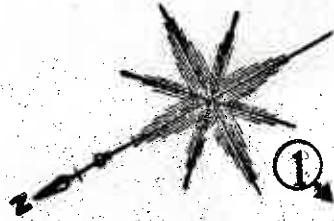
$$7.28 \times 8.34 = 60.7152$$

床面積 60.71㎡



写真撮影位置

(本図は原本を70%に縮小)



公衆用道路

公衆用道路

作製者

縮尺 1/250

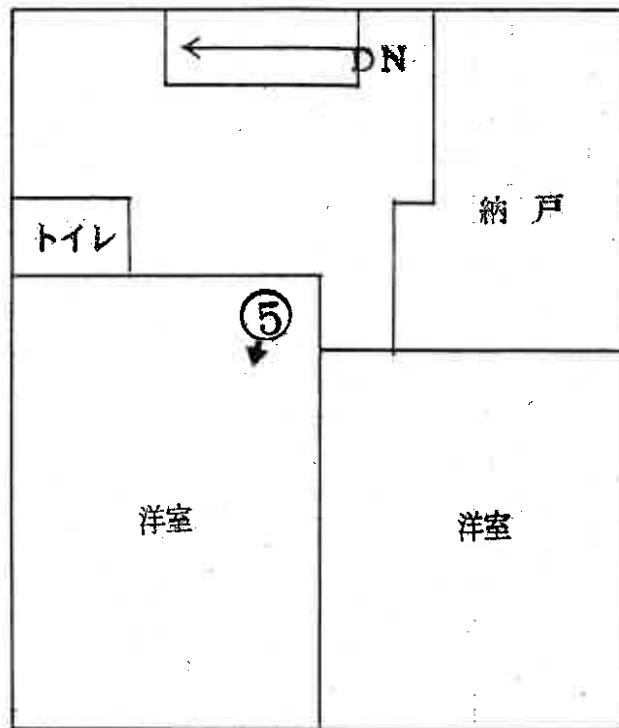
申請人

縮尺 1/500

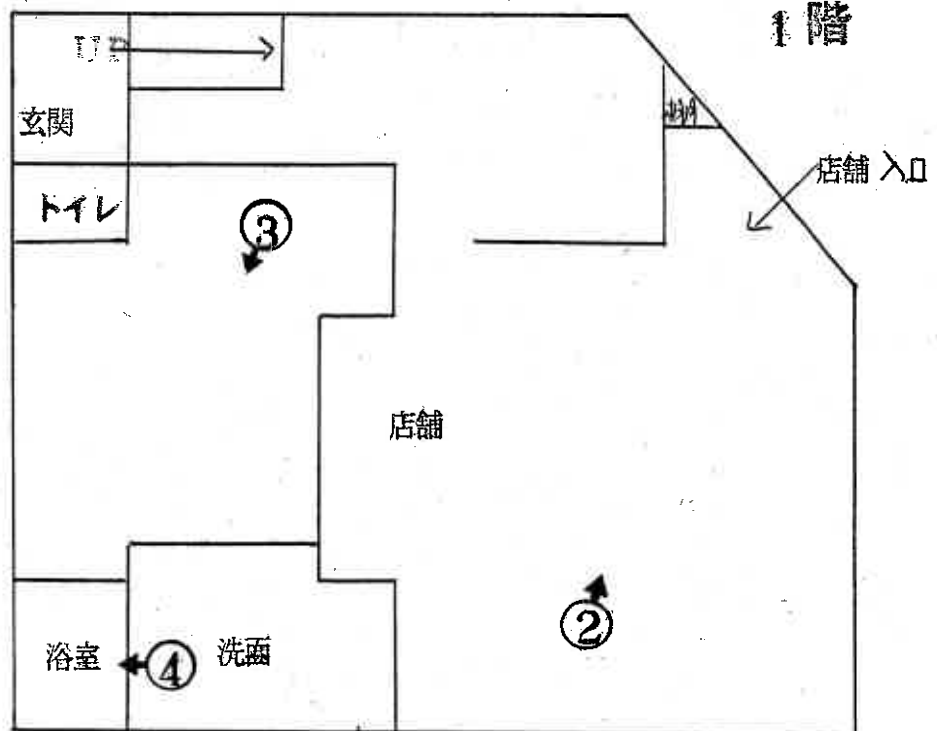
(埼玉土地登録課(国土利用課))

建物見取図(○は写真撮影位置を示す。)

2階



1階



(11枚目)



①



②



③

(12枚目)



④



⑤

令和 7 年（ケ）第 335 号
令和 8 年 5 月 8 日 現地調査
令和 8 年 5 月 18 日 評 価

さいたま地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
清 岡 明

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 幸手市緑台一丁目 |
| | 地 番 | 5 2 5 2 番 2 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 6 . 3 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 幸手市緑台一丁目 5 2 5 2 番地 2 7 |
| | 家屋 番号 | 5 2 5 2 番 2 7 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 7 9 . 5 5 平方メートル
2階 6 0 . 7 1 平方メートル |



第1 評価額

一 括 価 格	
金 5,520,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 2,310,000円
物件2（建物）	金 3,210,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
1・2	物件1は法定地上権を控除した底地。物件2は、法定地上権付き建物である。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 物件1(宅地)

位 置 ・ 交 通	東武日光線「幸手」駅南東方1,140m（直線距離）に位置する。	
付 近 の 状 況	中小規模の一般住宅が多い区画整然とした住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都 市 計 画 区 分	市街化区域
	用 途 地 域	第1種住居地域
	建 蔽 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	指定なし
	その他の規制	
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	116.38㎡(登記数量) ほぼ長方形 氾濫平野 ほぼ平坦 間口：約5.9m、奥行：約13m、角地
接 面 道 路 の 状 況	南東約16m舗装市道にほぼ等高に接面(建築基準法上の道路) 北東約12m舗装市道にほぼ等高に接面(建築基準法上の道路)	
土地の利用状況等	物件2(建物)の敷地である。	
供 給 処 理 施 設	水 道 あり ガ ス あり 下水道 あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を 「なし」としている。	
特 記 事 項	なし	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日（登 記 記 載）： 昭和61年3月9日新築 経 過 年 数： 約40年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数： 一般的経済的耐用年数を超過している。
仕 様	構 造： 木造 屋 根： スレート葺 外 壁： モルタル 内 壁： ビニールクロス、合板等 天 井： ビニールクロス、合板等 床： 合板、クッションフロア等 設 備： 電気設備、給排水設備、ガス設備、衛生設備等 そ の 他： 特になし ※アスベストの存否は不明
床 面 積（現 況）	1階 79.55㎡ 2階 60.71㎡ 延 140.26㎡
現 況 用 途 等	1階は、店舗、2階は居宅仕様で現在は空き家状態である。
品 等	使用資材： 普通 施 工： 普通
保 守 管 理 の 状 態	劣る
建 物 の 利 用 状 況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	なし

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (宅地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格(円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	64,800	1.03	116.38	0.85	6,600,000

※ 計算表における計算結果である総額（円）については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする（以下同じ）。

ア. 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示地価格(幸手-3)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 54,000 \text{ 円/㎡} \times & \frac{99.9}{100} \times & \frac{100}{101.5} \times & \frac{100}{82} & \div & & 64,800 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。 ・方位 +1.5

◇地域格差公示地の所在する地域は対象地域に比し、各条件の格差は次のとおりである。

街路条件:95 交通・接近条件:101 環境条件:85 行政的条件:100 その他条件:100

$$0.95 \times 1.01 \times 0.85 \times 1.00 \times 1.00 \div 0.82$$

イ. 個別格差：画地条件等を考慮した。 ・角地+3.0%

エ. 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに観察減価法を適用し建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価(円/㎡) ア	現況延床面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
2	182,000	140.26	0.050	1,280,000

イ. 現況延床面積：登記数量

ウ. 現価率：すでに耐用年数を超過しており、使用価値のみであるので、現価率は現地調査に基づき観察減価により5%と査定

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	6,600,000	0.50	法定地上権	3,300,000

②内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 オ	競売 市場 修正 カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	6,600,000	－ 3,300,000		1.00	0.70	2,310,000
2	1,280,000	＋ 3,300,000	1.0	1.00	0.70	3,210,000
一括価格(合計)						5,520,000

ウ. 占有減価修正： なし

オ. 市場性修正： なし

カ. 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

標準地番号	号：幸手-3
所在地	在：埼玉県幸手市上高野1丁目25番5
価	格：54,000円/㎡
位	置：東武日光線「幸手」駅約1100m(道路距離)
価	格
時	点：令和8年1月1日
地	積：162㎡
供給処理施設	設：上水道・公共下水道・ガス
接面街	路：北西6.0m市道
用途指定	等：第一種中高層住居専用地域 (建ぺい率50%、容積率100%)
地域の概要	要：中規模一般住宅が整然と建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

- ① 位置図
- ② 付近図
- ③ 公図写
- ④ 地積測量図
- ⑤ 建物図面・各階平面図
- ⑥ 建物見取図
- ⑦ 仮名一覧表

以下余白

地理院地図 Vector





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	幸手市緑台一丁目				地番	5252番27			
出力縮	1/500	精度分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

70%縮小コピー (原本サイズA3)

令和7年12月2日
さいたま地方法務局久喜支局
登記官

令和7年12月2日
さいたま地方裁判所久喜支部

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

9169307

前 5252 新 5251~57 (1/4) 地

地 番

5252-1 ~ 5252-57

土地の所在

埼玉県久喜市五ツ木
北条田中地区第一種市街地再開発事業
第1区画

積 測 量 図

5,48,12,12

差引計算

5252 22,186.06

5252-2
5252-57 12,257.46335
以上の合計面積

5252-1 22,186.06-12,257.46335 = 9,928.59665

差引後 9,928.59

縮 尺

(東京土地家屋調査士会用紙)

作 製 年 月 日
昭和四十八年九月四日

作 製 者

申 請 人

登記年月日：昭和48年12月12日

9169308

地番 幸手市 北郷保田町大字野中三丁目

土地の所在 幸手市 北郷保田町大字野中三丁目

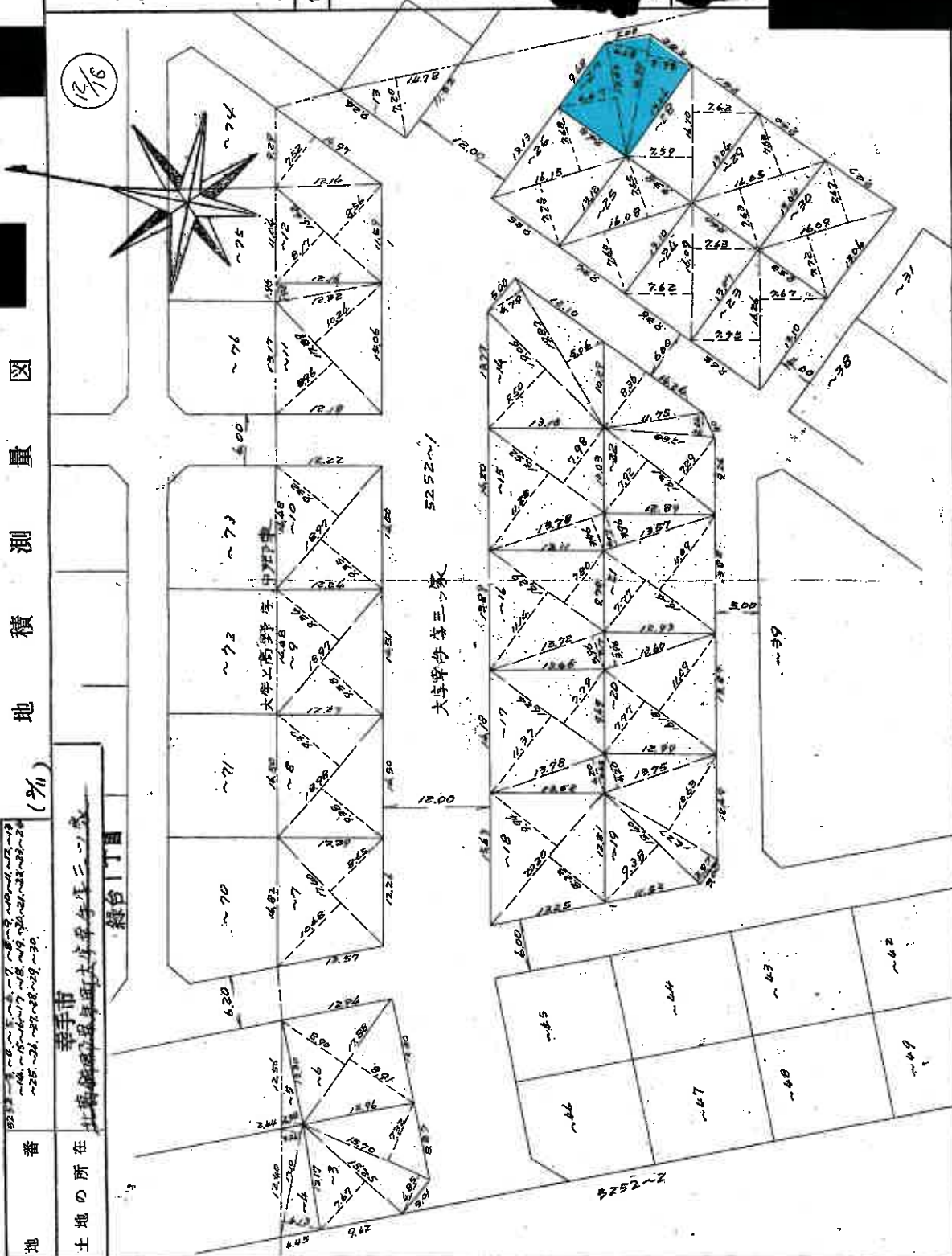
緑台1丁目

地積測量図 (2/11)

作製年月日 昭和四十八年九月十四日

作製者 土家量調査士

申請人



(東京土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1/500

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年12月2日 さいたま市地方法務局 登記官

登記官

請求番号：17-2

(2/11)

70%縮小コピー (原本サイズA3)

登記年月日：昭和48年12月12日

9169309

地番 (3/11)

土地の所在 東京都港区三軒家

求積表

5252番3	求積表
15.25 X 7.67	= 116.925
16.20 X 6.85	= 110.180
16.70 X 7.32	= 122.264
培面積	349.369
面積	169.369

5252番4	求積表
11.10 X 4.43	= 49.173
13.10 X 2.26	= 29.618
培面積	88.791
面積	49.618

5252番5	求積表
20.56 X 2.08	= 42.765
培面積	42.765
面積	42.765

5252番6	求積表
17.88 X 8.90	= 158.232
17.88 X 8.91	= 158.321
培面積	316.553
面積	158.232

5252番7	求積表
17.60 X 8.66	= 152.016
17.60 X 10.28	= 180.928
培面積	332.944
面積	166.472

5252番8	求積表
18.98 X 9.37	= 177.876
18.98 X 9.38	= 178.034
培面積	355.910
面積	177.935

5252番9	求積表
18.97 X 9.34	= 177.178
18.97 X 9.38	= 177.936
培面積	355.114
面積	177.552

5252番10	求積表
18.97 X 9.32	= 176.804
18.97 X 9.35	= 177.269
培面積	354.073
面積	177.037

5252番11	求積表
18.32 X 10.22	= 187.446
17.89 X 10.24	= 182.806
培面積	370.252
面積	187.446

5252番12	求積表
16.97 X 7.52	= 127.614
16.97 X 8.56	= 145.252
培面積	272.866
面積	136.433

地積測量図

(3/11)

5252番13	求積表
14.78 X 7.20	= 106.416
培面積	106.416
面積	53.208

5252番14	求積表
19.06 X 9.50	= 181.070
19.07 X 4.79	= 91.333
19.07 X 5.04	= 96.142
培面積	376.545
面積	185.160

5252番15	求積表
13.78 X 3.96	= 54.588
16.52 X 11.28	= 186.256
16.52 X 7.98	= 131.826
培面積	372.670
面積	186.272

5252番16	求積表
13.72 X 3.96	= 54.332
16.29 X 11.14	= 181.476
16.29 X 7.80	= 127.062
培面積	362.870
面積	181.439

5252番17	求積表
13.78 X 4.10	= 56.578
16.26 X 11.37	= 184.888
16.26 X 7.99	= 130.506
培面積	372.032
面積	184.472

昭和48年12月12日

作製者

土地家屋調査士

申請人

縮尺 1/

(東京土地家屋調査士会印)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年12月2日
さいたま地方支庁 登記官

9169310

地積測量圖

(11/43)

草字部

北野翁新堂牛田文彦字三ツ藏

目上ノ台

20.20	×	9.94	=	200.7880
20.20	×	8.23	=	166.2460
	×		=	
培面模			M ²	367.0340
面模			M ²	183.5120

5522番 23	求積表
16.26 X 7.025 = 120.010	
16.26 X 7.02 = 120.212	
.	.
.	.
培面積	M ² 250.2292
面積	M ² 125.1146

[illegible]

5552番24	求積表
16.0	$\times 7.82 = 125.658$
16.0	$\times 7.83 = 125.362$
	$\times =$
常面積	24.5325
面積	24.5325

5272	番 20	求積表
1460	X 236	= 342560
1678	X 2108	= 3538624
1608	X 2227	= 3580296
暗面積		3580296
面積		1327554

6252番25	×	7.45	=	1200.20
1608	×	7.10	=	123.200
1608	×		=	
培面積				M ² 246.200
面				M ² 246.200

番	求
5252	110.57
X	3.96
=	53.7222
110.57	X
10.4	1.09
=	110.526
16.04	X
7.27	=
	25.1028
墙面積	M^2
面	M^2

5022 着 26	求積表
160.5 X 70.5 = 11280.25	
160.5 X 70.7 = 11286.25	
X	
塔面積	M^2 24.145
面積	M^2 24.6525

面積	求積表
14.28	8.18
12.84	2.04
14.41	2.29
16.01	2.92
面積	M ²
面積	M ²

求積表	積
1.01 × 1.01 =	1.0201
1.01 × 1.02 =	1.0302
1.01 × 1.03 =	1.0403
1.01 × 1.04 =	1.0504
1.01 × 1.05 =	1.0605
1.01 × 1.06 =	1.0706
1.01 × 1.07 =	1.0807
1.01 × 1.08 =	1.0908
1.01 × 1.09 =	1.1009
1.01 × 1.10 =	1.1110
1.01 × 1.11 =	1.1211
1.01 × 1.12 =	1.1312
1.01 × 1.13 =	1.1413
1.01 × 1.14 =	1.1514
1.01 × 1.15 =	1.1615
1.01 × 1.16 =	1.1716
1.01 × 1.17 =	1.1817
1.01 × 1.18 =	1.1918
1.01 × 1.19 =	1.2019
1.01 × 1.20 =	1.2120
1.01 × 1.21 =	1.2221
1.01 × 1.22 =	1.2322
1.01 × 1.23 =	1.2423
1.01 × 1.24 =	1.2524
1.01 × 1.25 =	1.2625
1.01 × 1.26 =	1.2726
1.01 × 1.27 =	1.2827
1.01 × 1.28 =	1.2928
1.01 × 1.29 =	1.3029
1.01 × 1.30 =	1.3130
1.01 × 1.31 =	1.3231
1.01 × 1.32 =	1.3332
1.01 × 1.33 =	1.3433
1.01 × 1.34 =	1.3534
1.01 × 1.35 =	1.3635
1.01 × 1.36 =	1.3736
1.01 × 1.37 =	1.3837
1.01 × 1.38 =	1.3938
1.01 × 1.39 =	1.4039
1.01 × 1.40 =	1.4140
1.01 × 1.41 =	1.4241
1.01 × 1.42 =	1.4342
1.01 × 1.43 =	1.4443
1.01 × 1.44 =	1.4544
1.01 × 1.45 =	1.4645
1.01 × 1.46 =	1.4746
1.01 × 1.47 =	1.4847
1.01 × 1.48 =	1.4948
1.01 × 1.49 =	1.5049
1.01 × 1.50 =	1.5150
1.01 × 1.51 =	1.5251
1.01 × 1.52 =	1.5352
1.01 × 1.53 =	1.5453
1.01 × 1.54 =	1.5554
1.01 × 1.55 =	1.5655
1.01 × 1.56 =	1.5756
1.01 × 1.57 =	1.5857
1.01 × 1.58 =	1.5958
1.01 × 1.59 =	1.6059
1.01 × 1.60 =	1.6160
1.01 × 1.61 =	1.6261
1.01 × 1.62 =	1.6362
1.01 × 1.63 =	1.6463
1.01 × 1.64 =	1.6564
1.01 × 1.65 =	1.6665
1.01 × 1.66 =	1.6766
1.01 × 1.67 =	1.6867
1.01 × 1.68 =	1.6968
1.01 × 1.69 =	1.7069
1.01 × 1.70 =	1.7170
1.01 × 1.71 =	1.7271
1.01 × 1.72 =	1.7372
1.01 × 1.73 =	1.7473
1.01 × 1.74 =	1.7574
1.01 × 1.75 =	1.7675
1.01 × 1.76 =	1.7776
1.01 × 1.77 =	1.7877
1.01 × 1.78 =	1.7978
1.01 × 1.79 =	1.8079
1.01 × 1.80 =	1.8180
1.01 × 1.81 =	1.8281
1.01 × 1.82 =	1.8382
1.01 × 1.83 =	1.8483
1.01 × 1.84 =	1.8584
1.01 × 1.85 =	1.8685
1.01 × 1.86 =	1.8786
1.01 × 1.87 =	1.8887
1.01 × 1.88 =	1.8988
1.01 × 1.89 =	1.9089
1.01 × 1.90 =	1.9190
1.01 × 1.91 =	1.9291
1.01 × 1.92 =	1.9392
1.01 × 1.93 =	1.9493
1.01 × 1.94 =	1.9594
1.01 × 1.95 =	1.9695
1.01 × 1.96 =	1.9796
1.01 × 1.97 =	1.9897
1.01 × 1.98 =	1.9998
1.01 × 1.99 =	2.0099
1.01 × 2.00 =	2.0200

昭和四十八年九月十四日

5252番	28	×	7.51	=	1220.1990	求積表
1610	×					
1600	×		7.52	=	1225620	
.	.	.	.	=		
珞面積						M ² 245.9810
面積						M ² 22.2605

5252番	求積表				
160.5	X	7.63	=	1222.465	
160.5	X	7.63	=	1222.465	
	X		=		
増面積	M ²	244.9230			
面積	M ²	1222.465			

求積表	
5252番30	
16.08	X 7.67 = 123.2544
16.08	X 7.72 = 123.9376
	=
	X
塀面積	$247.6251 M^2$
面積	$123.2544 M^2$

番	求	積表
×	×	×
×	×	×
×	×	×
面	面	面

	香	水櫃表
.	X	.
.	X	.
.	X	.
.		M ²
培面積		M ²
面		M ²

土地家屋圖

申請人

東家壘壘會士(試用)(鐵)

縮尺

これは図面に記録されている内容を証明した誓面である。
令和7年12月2日 さいたま地方法務局久喜支局

御品也

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年12月2日 さいたま地方広務局久喜支局

登記官

9069394

各階平面図

561.6.10

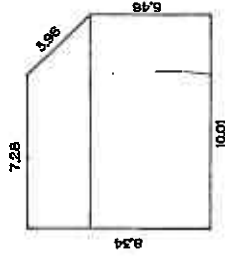
建物各階平面図

家屋番号 5252-27

建物の所在 北葛飾郡幸手町緑台1丁目5252番地27

幸手市

1 階



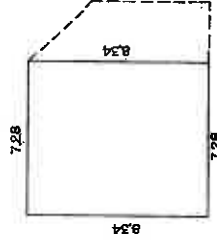
$$(7.28 + 1.001) \times 2.88 \times \frac{1}{2} = 24.8976$$

$$1.001 \times 5.46 = 5.46546$$

$$= 79.5522$$

床面積 79.55 m²

2 階



$$7.28 \times 8.34 = 60.7152$$

床面積 60.71 m²



公衆用道路

公衆用道路

作製者

土地調査
家屋調査

縮尺 1/250

申請人

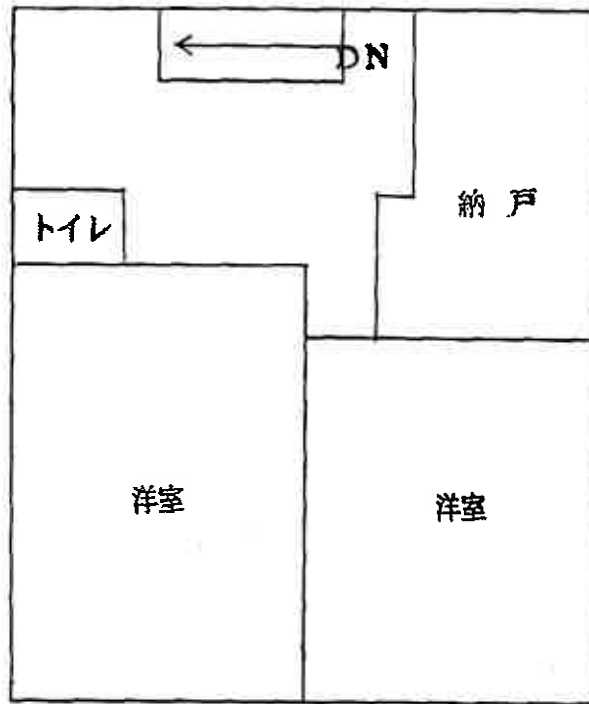
縮尺 1/500

昭和61年6月4日作製

(埼玉土地家屋調査士会印紙)

建物見取図

2階



1階

